

## お子さんにスマホを持たせる前に スマホの特性や危険性を理解しましょう

スマホは豊富なコンテンツを利用できる便利なツールです。  
しかし、使い方を誤るとトラブルや事件に巻き込まれ、  
ときには取り返しのつかない事態となることがあります。

必ずスマホの特性や危険性を理解した上で、お子さんと話し合ってから持たせるか決めましょう。

### インターネット・情報モラル

何気ない一言から、いじめや  
仲間はずれに



### 個人情報流出

写真から個人や自宅が特定され、  
ストーカーや  
空き巣被害に



### ゲームやSNSでのトラブル

過度にのめりこむことで  
依存症や課金による  
トラブルが増加して  
います。



### 「自画撮り被害」に注意!!

SNS等で知り合った相手にだまされ  
たり、脅されたりして自分の下着姿  
や裸を撮影した画像を、メール等で  
送られる被害が発生しています。



### 違法・有害情報へのアクセス

知らない間に犯罪加害者に  
なってしまうことも



## 神奈川県公式YouTubeチャンネルでしっかり学ぼう!



青少年のインターネットの利用について動画を作成しま  
した。身近な危険をわかりやすくまとめています。  
是非ご視聴ください!

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s3/seisyonen\\_internet/sns\\_douga.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s3/seisyonen_internet/sns_douga.html)



## トラブルを回避するために

### 1 フィルタリングは必ず設定をしましょう

- 青少年が使用するスマホを  
購入するときは、お店でフィル  
タリング設定をしてもら  
う必要があります。
- フィルタリングには、お子さん  
の成長に合わせ、見たいサイ  
トを閲覧可能にするカスタ  
マイズ機能の備わったものが  
ありますので、効果的に活用し  
ましょう。
- お子さんにせがまれても、  
安易にフィルタリングを解  
除しないでください。



### 2 親子で一緒に我が家のルールを作りましょう

大人の一方的なルールでは子ど  
もは反発してしまいがちです。  
お子さんとよく話し合い、生活の  
変化や成長に合わせてルールも  
見直しましょう。



#### CHECK LIST

#### 我が家のルール (例)

- サイトへのアクセスは慎重に
- 個人情報は書き込まない
- 人を傷つける書き込みはしない
- 困ったときはすぐに相談
- 午後10時以降は使用禁止

詳しくはHPへ▶

[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s3/seisyonen\\_internet/index.html](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/0214s3/seisyonen_internet/index.html)



# NO!子どもたちの深夜外出

青少年保護育成条例



## 青少年の深夜外出は禁止されています!

青少年(18歳未満)の深夜外出(午後11時~午前4時)は、犯罪被害に遭う危険性が高まります。

また、生活習慣の乱れを引き起こしたり、深夜外出への抵抗感を下げることにつながりますので、保護者同伴でも深夜の外出は控えましょう。

深夜に青少年を見かけた場合は、  
最寄りの警察署・交番に通報しましょう。

※緊急時など特別な事情がある場合、110番に通報してください。



ダメです!

青少年喫煙飲酒防止条例

## 20歳未満の喫煙・飲酒

20歳未満の人の喫煙・飲酒は法律で禁じられています。

神奈川県では公的証明での年齢確認が必要です。



神奈川県  
PRキャラクター  
かながわキンタロウ

## 親も子も、一人で悩まないで



子どもや若者のさまざまな悩みについての相談窓口

■かながわ子ども・若者総合相談センター  
☎045-242-8201

火~日/9:00~12:00/13:00~16:00

■神奈川県西部青少年サポート相談室  
☎0465-35-9527

平日 10:30~12:00/13:00~16:00

非行問題・いじめ・犯罪被害等に関する相談

■県警察ユーステレホンコーナー  
☎0120-45-7867(よいこなやむな)

平日 8:30~17:15

## 地域で見守っています

青少年の非行防止や健全な育成のために、地域に根ざした様々な活動を実施中!

地域で育てよう! 青少年

青少年指導員

青少年指導員は、青少年に望ましい地域づくりを目的に活動を行っています。中学生が楽しめるイベントも開催していますので、ぜひご参加ください。

青少年向けレクリエーションやスポーツ活動

あいさつ運動

地域見守りパトロール



声かけて非行・被害防止!



少年補導員

少年補導員は、警察と連携して非行防止、健全育成活動を行っています。子どもや保護者そして学校の応援団として、地域に根ざした取り組みをしています。



見守り・街頭補導活動



非行防止・サイバー教宣



ジャンパード課部 シェリー課査

※イベント情報は、回覧板、地域広報誌のほか、お住まいの市町村の青少年行政主管課へお問い合わせください。

青少年保護育成条例の詳細内容はホームページを検索! [かながわの青少年行政](#) 検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/index.html>

神奈川県・神奈川県警察本部

[お問合せ] 神奈川県青少年課 地域環境グループ ☎ 045-210-3848 (直通) FAX 045-210-8841 令和6年9月作成